

社会福祉法人 津軽富士見会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 津軽富士見会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬等については、勤務形態に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(役員等の報酬等)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

(1) 常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	日額 15,000円
常務理事	日額 15,000円

(2) 非常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額
評議員	評議員会への出席 日額 10,000円
理事	理事会への出席 日額 10,000円
監事	理事会、監事監査等への出席 日額 10,000円

(3) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日に支給する。ただし、当日が休日に当たるときはその前日とする。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 6月27日から施行する。